

令和7年度 岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程

岐阜県中学校体育連盟

1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

- (1) 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- (2) 合同チームの各校は、岐阜県中学校体育連盟に加盟している。
- (3) 合同チームとしての大会参加が、岐阜県中学校体育連盟に承認されている。
- (4) 合同チームとして参加できる種目は、個人種目のない以下の6競技とする。
バスケットボール（5） サッカー（11） バレーボール（6）
ハンドボール（7） 軟式野球（9） ソフトボール（9）
- (5) 合同チームの編成基準は以下のとおりとする。
 - ①（ ）内の人数を下回った2校間または3校間による編成を原則とする。
 - ②（ ）内の人数以上の学校と（ ）内の人数を下回る2校以上による編成も可とする。
 - ③合同チームの編成範囲は、同一地区を原則とする。但し、各関係校長が同意した場合は地区を越えて編成することができるものとし、この場合において、出場する郡・市・ブロック及び地区大会は、各学校が所属する郡・市・ブロック及び地区中学校体育連盟と協議のうえ決定する。
 - ④前年度中体連大会以降に上記①～③の条件での複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、岐阜県中体連会長の承認を経て、引き続き複数校合同チームを編成して岐阜県大会に参加することができる。
- (6) チーム名は校名連記とする。
- (7) 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- (8) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

3 合同チーム編成条件の特例

6競技の合同チーム編成にあたり、2（5）の編成基準に沿わない合同チームの編成や合同チームとして認められるかどうかの判断が難しい場合は、合同チーム申請手続きにより審議の対象とする。但し、この場合において、承認された合同チーム（2（5）の編成基準に沿わない合同チーム）が出場ができる範囲は、岐阜県中学校総合体育大会に限る。

4 承認の手続き

- (1) 合同チームを編成しようとする各学校の校長は、合同チーム編成の申請書を5月15日までに地区中学校体育連盟会長に提出する。
- (2) 合同チーム編成の申請を受けた地区中学校体育連盟会長は、条件に合致している規程内のチームに関しては第一次承認をする。
- (3) 6月3日に、県中学校体育連盟会長は、県競技専門委員長、地区中学校体育連盟会長、地

区中体連理事長と協議し、第二次（最終）承認をする。

- (4) 県中学校体育連盟会長は、承認した合同チームについて、申請のあった学校の校長、当該学校所在の地区中学校体育連盟会長及び郡・市・ブロック中学校体育連盟会長へ速やかに報告する。

附 則

- 平成 13 年 2 月 15 日 制 定 (平成 13 年度岐阜県中学総体より運用)
平成 19 年 2 月 15 日 一部改正 (平成 19 年度岐阜県中学総体より運用)
平成 22 年 2 月 18 日 一部改正 (平成 22 年度岐阜県中学総体より運用)
平成 26 年 2 月 20 日 一部改正 (平成 26 年度岐阜県中学総体より運用)
平成 29 年 2 月 16 日 一部改正 (平成 29 年度岐阜県中学総体より運用)
平成 30 年 2 月 16 日 一部改正 (平成 30 年度岐阜県中学総体より運用)
令和元年 5 月 16 日 一部改正 (令和 元年度岐阜県中学総体より運用)
令和 2 年 2 月 20 日 大幅改正 (令和 2 年度岐阜県中学総体より運用)
令和 2 年 5 月 1 日 一部改正 (令和 2 年度岐阜県中学総体より運用)
令和 4 年 2 月 24 日 一部改訂 (令和 4 年度岐阜県中学総体より運用)
令和 5 年 2 月 24 日 表記改訂 (令和 5 年度岐阜県中学校総体より運用)